

【 検査 】**617 癌胎児性フィブロネクチン定性（頸管腔分泌液）（切迫早産診断時）
の算定間隔について**

《令和7年7月31日》

○ 取扱い

妊娠満22週以上満33週未満の切迫早産の診断時におけるD015「23」癌胎児性フィブロネクチン定性（頸管腔分泌液）の算定は、原則として入院・外来にかかわらず週1回まで認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

切迫早産は、妊娠22週0日から妊娠36週6日までの間で早産となる危険性が高いと考えられる状態である。

癌胎児性フィブロネクチン定性は、腔分泌中のフィブロネクチンを確認することで切迫早産の診断に用いられるもので、厚生労働省通知*に「切迫早産の診断のために妊娠満22週以上満33週未満の者を対象として測定した場合のみ算定する」旨記載されており、切迫早産のリスクが高い場合には早期診断が重要であり、妊娠週数ごとの算定は臨床的に必要かつ有用と考えられる。

以上のことから、妊娠満22週以上満33週未満の切迫早産の診断時におけるD015「23」癌胎児性フィブロネクチン定性（頸管腔分泌液）の算定は、原則として入院・外来にかかわらず週1回まで認められると判断した。

(※)診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について